

工事費積算参考資料

本資料は、入札参加者の適切な見積りに資するため、発注者が用いた積算資料を参考として掲示するものであり、契約書第1条の設計図書ではありません。

従いまして、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、設計図書に特別な定めがある場合を除き受注者の責任において定めるものとします。

なお、本資料の有効期限は、この工事の入札日までとします。

| | |
|------|----------------------------------|
| 施行番号 | |
| 工事番号 | |
| 工事名 | 特定環境保全公共下水道事業 北部第8污水管渠布設工事30-3工区 |

| | | |
|---------|---|-------------|
| 単価適用日 | 平成30年4月1日(設計単価表) 平成30年4月号(物価資料) | |
| 積算基準適用版 | 平成29年7月制定版(共通編・道路編・下水道編)平成30年4月一部改訂 各種推進工法協会標準積算資料及び参考資料 | |
| 適用単価地区 | 四日市 | |
| 諸経費情報 | 諸経費工種 | 下水道工事(2) |
| | 施工地域区分 | 一般交通影響有り(2) |
| | 現場環境改善費計上区分 | 計上しない |
| | 工種(間接労務費・工場管理費) | 計上しない |
| | 前払金支出割合 | 35%を超える場合 |
| | 契約保証補正 | 金銭的保証 |
| | 経費調整区分 | 経費調整しない |
| | | |

(直接工事費計上分)

別添の「積算資料(本工事費内訳表)」、「積算資料(単価表)」によります。

「積算資料(本工事費内訳表)」、「積算資料(単価表)」に記載している機械の機種など(仕様書に明示している機種を除く)は、当該機種を指定するものではなく、発注者が積算上用いた条件を明示しています。

その他

| |
|--|
| |
|--|

(共通仮設費計上分)

「積算資料(本工事費内訳表)」、「積算資料(単価表)」に記載している機械の機種など(仕様書に明示している機種を除く)は、当該機種を指定するものではなく、発注者が積算上用いた条件を明示しています。

1. 運搬費

| | |
|---------------------------|-----------|
| 運搬費の計上 | (あり) ・ なし |
| 運搬費として、合計31,200円を計上しています。 | |

2. 準備費

| | |
|--------|-----------|
| 準備費の計上 | あり ・ (なし) |
| | |

3. 事業損失防止施設費

| | |
|----------------------------------|-------------|
| 事業損失防止施設費の計上 | (あ り) ・ な し |
| 事業損失防止施設費として、合計362,834円を計上しています。 | |

4. 安全費

| | |
|--------|-------------|
| 安全費の計上 | あ り ・ (な し) |
| | |

5. 役務費

| | |
|----------------------------|-------------|
| 役務費の計上 | (あ り) ・ な し |
| 役務費として、合計156,499円を計上しています。 | |

6. 技術管理費

| | |
|----------|-------------|
| 技術管理費の計上 | あ り ・ (な し) |
| | |

7. 営繕費

| | |
|--------|-------------|
| 営繕費の計上 | あ り ・ (な し) |
| | |

(諸経費全般)

1. 支給品費の取り扱い

| | |
|-----|-----------|
| 支給品 | あり ・ (なし) |
| | |

2. 処分費の取り扱い

| | |
|---|-----------|
| 処分費の控除 | あり ・ (なし) |
| ・ アスファルト塊の処分費、2,820円 / m ³ ・ 泥水の処分費、7,200円 / m ³ | |
| その他確認事項等 | あり ・ (なし) |
| | |

3. スクラップ評価額の取り扱い

| | |
|---|-----------|
| スクラップ評価額 | (あり) ・ なし |
| スクラップ評価額 (65,725円 / 式) 直接工事費では、鋼材スクラップを控除していません。 間接工事費 (共通仮設費・現場管理費・一般管理費) については、鋼材スクラップを控除していない直接工事費をもとに算定しています。 鋼材スクラップ控除は、スクラップ評価額として工事原価算定後に、一般管理費と合わせて合算し、工事価格を算出しています。 | |

1 スクラップ評価額とは、鋼材の処分費用です。

2 工事価格は、1,000円単位としており、端数処理前の工事価格から1,000円未満の金額を除いた額としています。また、工事価格の1,000円未満の調整は一般管理費等で行っています。